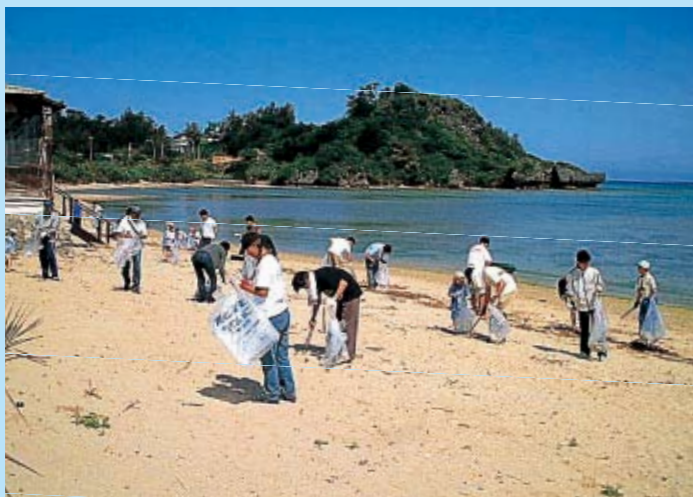


\*OCCNとは、私たちの青い海、白い砂浜など沖縄の豊かな自然を守っていききたいと願う人たち(行政、各種法人、ボランティア団体、マリンレジャー団体、個人等)が集まったネットワークです。



まるごと沖縄クリーンビーチ

詳しくはホームページまたは携帯サイトをご確認ください。

●ホームページ ▶ <http://blog.canpan.info/occn/>  
●携帯サイト ▶ QRコードからアクセスしてください。

**環境美化に向けた取り組み**

近年、環境美化に対する関心が高まってきており、県内の各地域で、住民をはじめ企業や学校、NPOなどの各種団体が清掃活動に取り組んでいます。テレビなどのマスメディアにも頻繁に取りあげられており、その活動の様子を見ることが出来ます。

**ちゅら島環境美化全県一斉清掃**

「ちゅら島環境美化条例」の趣旨を踏まえ、平成十四年に「ちゅら島環境美化推進県民連絡会議」が設置

されました。この会議は、行政や企業、各種団体の百二十九団体で構成されており、全県一斉清掃などを実施しています。

平成二十年度には、延べ五万人以上の方々が清掃に参加し、今年度も七月を中心に多くの市町村や団体が清掃活動が計画されています。

**まるごと沖縄クリーンビーチ 二〇〇九**

毎年、六月から七月にかけて、沖縄クリーンコーストネットワーク \*OCCNが、海岸やビーチの一斉清掃を実施しています。



イメージキャラクター「おきびか」

# ごみの散乱のない 快適な生活環境をつくりましょう

**ごみの散乱防止について考えてみよう**

沖縄県は、日本で唯一の亜熱帯海洋性気候にあり、青く澄んだ美しい海をはじめ、豊かな自然が織りなす美しい景観に恵まれた島です。この景観、自然環境は私たちの誇りであるとともに、次の世代へ引き継ぐべき貴重な財産です。

しかし、県内の道路や公園、観光地などでは、日常生活や行楽などでポイ捨てされたごみが散乱している光景がみられます。一部の心ないドライバーが車窓からタバコの吸い殻を投げ捨てる行為や、道端に転がっている空き缶など、みていて嫌な気持ちになることも少なくありません。

ごみが散乱すると、私たちが暮らす生活環境が悪化するだけではなく、地域の美観も損ねてしまい、観光・リゾート地としての本県のイメージにも悪影響を及ぼします。

**ごみのポイ捨て防止公開パトロール**

ごみのポイ捨てを未然に防ぐ取り組みとして、県内五つの市那覇市、宜野湾市、糸満市、沖縄市及びうるま市と地域の各種団体が協力して「ごみのポイ捨て防止公開パトロール」を実施します。

「ちゅら島環境美化条例」や各市町村が制定した「空き缶等散乱防止



ごみのポイ捨て防止公開パトロール



条例」では、ごみの投げ捨て行為が禁止されており、このパトロールでは、投げ捨て行為を行った者に対して注意指導を行います。

そのほか、観光・教育関連団体など、さまざまな団体により清掃活動が企画され、多くの地域・市民団体が参加しています。

**清掃活動に参加しよう**

毎年七月は「ちゅら島環境美化促進月間」です。今年も県内各地で清掃活動が行われます。ごみのポイ捨てのない快適な生活環境をつくるため、多くの県民の皆さまの積極的なご参加をお願いします。

活動の詳しい内容については、県環境整備課、又は各市町村までお問い合わせください。

(県環境整備課のホームページでもご覧になれます)



**ちゅら島環境美化条例について何?**

ごみの散乱防止は、私たち一人ひとりが「ごみのポイ捨てをしない」という当たり前のマナーを守ることはからはじまります。私たちが環境美化の意識を高めることが、ごみのポイ捨てを防ぐ近道です。

**ちゅら島環境美化条例**

ごみの散乱防止や環境美化を促進するため、県では平成十四年に「ちゅら島環境美化条例」を制定しました。

この条例では、空き缶・たばこの

吸い殻など、屋外で散乱しやすいごみの発生を防ぐための基本的なルールや、県民、事業者、市町村及び県が一体となって環境美化に取り組む仕組みや、それぞれの役割などを定めています。県は「環境美化促進モデル地域」を指定し、補助金を交付する事業や、県民等に対する情報提供・支援を行います。

ごみの散乱防止に対する県民一人ひとりの活動をおとして、地域の環境美化にとどまらず、広く自然環境の保全につなげていくことを目標としています。

お問い合わせ 県環境整備課 TEL: 098-866-2231 FAX: 098-866-2235